

「上士幌町議会基本条例」令和4年度検証結果

1 はじめに

- (1) 町議会においては、議会運営の公正性や透明性の確保を図るとともに、町民の皆さんとの対話を大切にし、分かりやすい議会をめざして、令和3年度に「上士幌町議会基本条例」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。

この条例を日常的に活かし、進化に努めていくため、「検証及び見直し手続」として次のように規定しています。

(検証及び見直し手続)

第30条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

この第1項に基づき、令和4年度の議会・議員活動等の検証結果について、町民の皆様公表するものです。

- (2) 令和4年度は本条例施行の1年目となり、町議会としても、議員個々においても、条例を意識した活動に努めてきましたが、施行時の準備不足や検証期が改選と重なり議員個々による詳細な検証に至らなかったなど、反省すべき課題を残す結果となりました。

このような中での検証結果は、以下記載のとおり令和4年度に直接的に関わる事項についての概要の公表となります。

2 令和4年度の検証結果について

「第1章 総則」関係

○条例の目的や基本理念)の達成度(第1条・第2条)

【検証結果】

令和4年度は本条例施行の1年目となり、町議会としても、議員個々においても、これまで以上に常に条例を意識した活動に努めてきたが、反省点も多々残している。

「第2章 議会及び議員の活動原則」関係

○民主的かつ効率的な議会運営となっていたか(第3条～第5条)

【検証結果】

- (1) 本会議は議会運営委員会での委員間協議調整を通じ、また、各委員会においても委員間協議調整を通じ民主的かつ効率的運営に努めてきている。
- (2) 会議は原則公開としており、インターネット中継により広く町民に公開できている。
- (3) 会議資料等の情報については、その提供に努めてきているが、行政側との調整も必要であり引続きの検討課題である。

○ 議員研修の充実強化（第6条）

【検証結果】

- (1) 議員研修は「上士幌町議会議員研修要綱」に基づき年度当初に「議員研修計画」を策定すべきところ、条例施行時の準備不足や時間的制約から計画の策定はできず、自ら定めた条例の趣旨に反する結果となった。
- (2) 議員研修（視察）の開催、参加等の実績は、次のとおりである。
- ①町職員SDGs研修会への参加（山開センター／4月28日）
 - ②北海道町村議会議長会主催「議員研修会」（札幌市／7月6日）
 - ③町議会単独研修「議会基本条例と今後の議会改革の進め方」（札幌市／講師：道町村議会議長会参与 勢旗了三氏／7月7日）
 - ④町議会単独研修 タブレット導入・活用の先進議会視察（芽室町／7月14日／4名議員）
 - ⑤町議会単独研修 タブレット導入に向けたデモ研修会（委員会室／9月12日）
 - ⑥町議会単独研修 道外研修（島根県／11月13日～16日）
- (3) 道外研修では、研修で得た知識や成果、感想を議員個々が文書で提出し、事務局まかせでなく、議員自らで報告書を作成できたことは大きな成果である。また、町の行政運営に反映させるため提言書を町長に提出したことも大きな意義がある。

「第3章 町民と議会との関係」関係

○町民への議会報告・意見交換会、広報活動は十分にできたか（第7条・第8条）

【検証結果】

- (1) 議会報告・意見交換会は、令和元年10月に開催して以降コロナ禍で開催できず、令和4年になり早期の開催を試みたが延期を余儀なくされ、10月になりようやく開催することができた。
- ・日 時 10月22日（土）午後1時30分～
 - ・場 所 生涯学習センター（わか）
 - ・参加者 名
 - ・テーマ ①上士幌町議会基本条例の制定について（説明：早坂清光議員）
②上士幌町議会のあり方審議会について（説明：山本和子議員）
③参加者からのご質問やご提案等
- (2) 上記については、前回の開催方法と同じく広く町民に参加を求めたが、少人数で参加者が限定化傾向にあることから、開催方式、内容等の見直しが必要になっている。
- (3) 議会だよりについては、一般質問の質疑だけでなく審議案件、委員会での調査事項など内容の充実、わかりやすい、定例町議会翌月の早期発行に努めてきたところである。引続き内容の充実等に向け検討を進める。

○議会の活動内容の公表は十分にできたか（第9条）

【検証結果】

- (1) 本会議や委員会等の会議の開催状況、その他活動の状況について、別紙のとおり報告する。
- (2) 議会の評価の公表は、本検証結果をもって公表とする。

「第4章 町長等と議会の関係」関係

○監視機能を高め、緊張関係を保ちながら、よりよい町政に向け議会運営できたか

(第10条)

【検証結果】

- (1) 定例町議会での一般質問は、毎回5～6名の議員が行っており、町政運営の点検や新たな提案などがされてきている。引続き議員個々の研鑽と力量を高め、充実した質疑に努める。
- (2) 予算審議や決算審査等を通じ、緊張感のある質疑が展開され、よりよい町政に向けた議会運営となっている。

○町長等が執行した政策等の評価は実施できたか(第12条)

【検証結果】

決算審査を通じて町長等の執行した政策等の評価を行うこととしているが、その具体的な進め方や議員間討議のあり方などの整理ができなかったためできていない。

「第5章 適正な議会機能と議会運営」関係

○自由かつ適度な議員間討議はできたか(第14条)

【検証結果】

行政側からの案件に対する議員間討議については、どのような場面でどのように行うかの整理ができなかったため実施できなかった。今後、他議会の先進的事例の研修や試行的実施など、具現化に向けた検討が必要となっている。

○附属機関の設置(第17条)

【検証結果】

(第6章に)

○議会改革及び活性化の推進(第21条)

【検証結果】

- (1) 改革や活性化に向けては、議会運営委員会を中心に全議員による取り組みを進めてきている。
- (2) 町議会の単独に「議会基本条例と今後の議会改革の進め方」をテーマに、道町村議長会参与の勢篁了三氏を講師に研修会を開催した。
- (3) 各分野でデジタル化やペーパーレス化が進む中で、議会におけるタブレット導入・活用に向けた研修、デモ操作体験を行った。令和5年度でのタブレット導入を確認した。

○議会傍聴者に対する審議資料等の提供(第23条)

【検証結果】

会議資料等の情報については、その提供に務めてきているが、行政側との調整も必要であり引続きの検討課題である。

「第6章 議員の政治倫理、議員定数・報酬等」関係

○議員定数及び報酬額の見直し検討（第27条、第28条）

【検証結果】

- （1）改選に向けて報酬の引上げが必要との結論に至り、第17条に定める附属機関としてすでに条例化している「上士幌町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会」を設置し、定数及び報酬等について諮問を行った。定数については現状維持（11名）、報酬については諮問どおり引上げの答申を得た。
- （2）上記、答申を受け町長の附属機関「上士幌町行政改革等推進委員会」への諮問、答申を経て、令和4年12月定例町議会において、本条例に基づく議員提案による報酬改正の条例案を可決することができた。

「第7章 最高規範性及び見直し手続」関係

○検証及び見直し（第30条）

【検証結果】

冒頭、「はじめに」で触れたとおり、議員個々による詳細な検証に至らなかったこと、検証が遅滞したことを深く反省し、本条例の趣旨に基づき、今後の議会・議員活動に努めていきます。